

平成 26 年 10 月 23 日
沖縄県土木建築部長

沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領の一部改正について

みだしのことについて、下記のとおりによ領を改正しましたので通知します。

記

1. 改正内容：特定建設工事共同企業体の構成員の数は、原則として 2 又は 3 業者とする。
なお、構成員が 4 業者以上の場合、最小の出資者の出資比率は、すべての構成員の均等割の 10 分の 6 に相当する比率以上とする。
2. 適用年月日 平成 26 年 10 月 23 日以降に公告する案件から適用。